

# 居宅訪問型児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

居宅訪問型児童発達支援	1,035 単位
-------------	----------

※令和3年9月30日までの間は、基本報酬について  
所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

## 旧単価

居宅訪問型児童発達支援	991 単位
-------------	--------

# 居宅訪問型児童発達支援

## 令和3年度報酬単価

専門職員が支援を行う場合	679 単位
児童発達支援管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
通所支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
特別地域加算	15 %
通所施設移行支援加算	500 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.1 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.3 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.1 %

# 居宅訪問型児童発達支援

## 旧単価

専門職員が支援を行う場合	679 単位
児童発達支援管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
通所支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
特別地域加算	15 %
通所施設移行支援加算	500 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	1.1 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	5.1 %